

心身障害者医療費助成のごあんない

1 制度の概要

通院・入院などにかかった医療費のうち、保険診療による自己負担相当分の一部または全部を助成する制度です。助成金は、後日受給者の口座に振り込みします。

- ◆ 受給者は、対象となる障害者本人が20歳以上の場合は障害者本人、20歳未満の場合は保護者になります。
- ◆ こども医療費助成の対象年齢の方は、こども医療費助成を優先してご利用ください。
詳しくは、「9 こども医療費助成をご利用中に方について」をご確認ください。

2 対象者と助成割合

仙台市に住民票があり、健康保険に加入している以下の方が対象です。

全額助成の対象	3分の2助成の対象
● 身体障害者手帳1・2級の方 ※総合等級が基準 ● 身体障害者手帳3級の方(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓の機能障害) ※部位ごとの等級が基準 ● 特別児童扶養手当1級の障害児 ● 療育手帳Aの方 ● 精神障害者保健福祉手帳1級の方	65歳未満で、 ● 身体障害者手帳3級の方(視覚・聴覚・平衡機能・音声/言語/そしゃく・上肢・下肢・体幹・運動機能) ※部位ごとの等級が基準 ● 特別児童扶養手当2級の障害児 ● 療育手帳B+障害基礎年金などを受給している方 65歳の誕生日(誕生日が1日の方は誕生日の前月)の保険診療分まで助成対象

- ◆ 生活保護受給中の方は対象外です。
- ◆ 入院時の食事代や差額ベッド代、介護保険の利用者負担額は助成の対象となりません。
また、健康保険から後日支給される高額療養費や付加給付等を差し引いた金額を助成します。そのため、医療機関で支払った金額どおりの助成にならない場合があります。
※高額療養費や付加給付等の支給については、ご加入の健康保険組合等へお問い合わせください。

65歳以上で一定の障害がある場合、後期高齢者医療制度に加入できる場合があります。
保険料や医療費の一部負担割合等が軽減されることがあるため、区役所・宮城総合支所保険年金課または秋保総合支所保健福祉課へご相談ください。

3 所得制限

障害者本人、保護者、配偶者、障害者の生計を維持する扶養義務者(直系血族、兄弟姉妹等)などの所得が、限度額を超えると助成対象外になります。

- ◆ 障害者本人および配偶者が加入する健康保険組合等の被保険者は、住民票上別世帯であっても、所得確認の対象となります。
- ◆ 血縁関係のあるご家族の方は、住民票上別世帯であっても、障害者本人と同一住所にお住まいであれば、所得確認の対象となります。
- ◆ その他健康保険の加入状況や扶養控除の申告状況によっては、所得確認の対象となる場合があります。

所得制限は、災害により生活に困窮している場合、申立てにより緩和されることがあります。

【所得制限の限度額】 ※令和8年10月～

扶養人数	障害者が20歳以上		障害者が20歳未満	
	障害者本人	障害者の配偶者 扶養義務者	保護者	保護者の配偶者 扶養義務者
0人	3,758,000円	6,287,000円	4,595,999円	6,286,999円
1人	4,138,000円	6,536,000円	4,975,999円	6,535,999円
2人	4,518,000円	6,749,000円	5,355,999円	6,748,999円
3人	4,898,000円	6,962,000円	5,735,999円	6,961,999円
4人以降の 加算額	1人につき 380,000円	1人につき 213,000円	1人につき 380,000円	1人につき 213,000円

- ◆ 扶養親族の数は、地方税法に基づく同一生計配偶者及び扶養親族の合計数です。
- ◆ 扶養親族が同一生計配偶者のうち70歳以上の者、老人扶養親族、特定扶養親族等に該当する場合には、所得制限の限度額に一定の額が加算されます。

4 申請方法と結果の通知

資格登録申請は、区役所・総合支所の受付窓口で、手帳の交付日や仙台市への転入日から30日以内に行ってください。郵送での申請も可能です。申請書は、区役所・総合支所の受付窓口で配布しているほか、仙台市ホームページからダウンロード可能です。

- ◆ 30日を過ぎてから申請をした場合は、申請した月の1日からの助成となり、助成を受けられない期間が発生します。
- ◆ 申請日は、受付窓口で必要書類を受理した日になります。郵送での申請をお考えの場合はご注意ください。

【必要書類等】

必要なもの	備考
資格登録申請書	区役所・総合支所の窓口で配布しているほか、仙台市ホームページからダウンロード可能です。
振込先口座がわかるもの	受給者名義のもの ◆ 受給者とは、対象となる障害者本人が20歳以上の場合は障害者本人、20歳未満の場合は保護者となります。
以下の該当する手帳、証明書等 ● 身体障害者手帳 ● 療育手帳（療育手帳Bをお持ちの方は、合わせて障害基礎年金等の証書もお持ちください。） ● 精神障害者保健福祉手帳（有効期限が切れていないものに限り。） ● 特別児童扶養手当証明書等 ◆ 仙台市に住民登録がある方は省略可能ですが、これらの書類が仙台市外で交付・管理されている場合は添付が必要です。	
マイナンバー確認書類	所得確認対象となる方が、仙台市に住民票がない場合には、マイナンバーカードや個人番号の記載のある住民票の写しをお持ちください。
本人確認書類	受給者本人のものがが必要です。 顔写真つき証明書1点 （マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・身体障害者手帳など） または顔写真のない証明書2点 （資格確認書・年金手帳・特別児童扶養手当証明書など）

- ◆ 上記の必要書類をお持ちでない場合は、区役所・総合支所の受付窓口へご相談ください。
- ◆ 健康保険の被保険者が仙台市外にお住いの場合、上記の必要書類をご提出いただく場合があります。
- ◆ 上記の必要書類のほか、健康保険の加入状況がわかるもの（マイナ保険証や資格確認書、マイナポータル画面の表示（印刷したものでも可）など）をお持ちいただくと、窓口での待ち時間を短縮できる場合があります。

【審査結果の通知】

審査後、結果に応じて以下の書類を送付します。

- 助成対象となる方…受給者証
- 所得超過等により助成対象とならない方…支給停止通知書

※ 書類に不備がある場合は、通知に時間がかかることがあります。



障害理解促進
キャラクター
「ココロン」

5 受給者証の更新

受給者証の有効期間は、10月1日（途中で資格該当した場合はその日）から翌年9月30日までです。毎年所得等の審査をしたうえで自動更新しますので、原則として更新手続きは不要です。

- ◆ 仙台市で所得情報が確認できない場合等、7月頃に必要書類の提出依頼を送付することがあります。期限までに提出をお願いします。

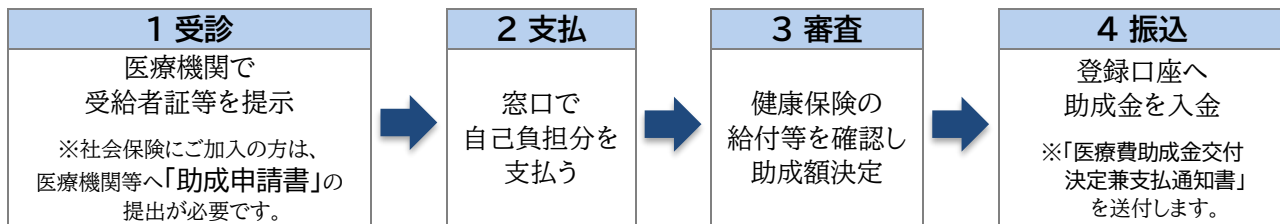
審査の結果に応じ、以下の書類を9月中に送付します。

- 10月以降も助成対象となる場合…新しい受給者証
- 所得制限により助成対象とならない場合や、必要書類が確認できない場合…支給停止通知書

【精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方】

精神障害者福祉手帳をお持ちの方は、受給者証の有効期間が手帳の有効期限までとなります。引き続き助成を受けるには、手帳の有効期限が切れる前に、更新の手続きが必要です。

6 助成金振込までの流れ



【よくある質問】

Q1 助成金が振り込まれるのはいつですか？



社会保険に加入している場合は、診療月の約2か月後の15日、仙台市の国民健康保険または後期高齢者医療保険制度に加入している場合は、診療月の約3か月後の28日が振込日になります。
※金融機関が休業日に当たるときは、休業日の翌日以後で最も近い営業日に振り込みます。(12月28日が休業日に当たるときは、前日以前で最も近い営業日になります。)

なお、医療機関からの助成申請書の提出や診療情報の提供に遅れがあった場合には、助成金振込が遅れる場合があります。

Q2 医療機関で支払った金額より、振り込まれた金額が少ないです。

助成額が100円未満となる場合は、助成の対象になりません。また、高額療養費や付加給付等を差し引いた金額を助成しますので、助成額が医療機関で支払った額よりも少ない場合があります。
※高額療養費や付加給付等については、ご加入の健康保険組合等へお問い合わせください。



- ◆ 助成金の支給後に、障害等級の変更、健康保険組合等の変更、診療点数の変更等の理由により助成金額に変更が生じたときは、すでに助成した助成金を返納していただくことがあります。
- ◆ 医療助成を受けた医療費自己負担額に対して、受給者または世帯主に高額介護合算療養費が支給されることがあります。この場合、医療費助成額と重複支給となることから、市が高額介護合算療養費の代理受領を行う等の方法により、医療費助成金との重複分を徴収させていただきますので、あらかじめご了承ください。
※高額介護合算療養費制度については、ご加入の健康保険組合等へお問い合わせください。

7 助成申請書について

社会保険へ加入している方は、**医療機関等へ助成申請書の提出が必要です。**

助成申請書は、区役所・総合支所の受付窓口で配布しているほか、仙台市のホームページからダウンロードできます。

【医療機関等への提出のルール】

- ① 月に1度、受診した病院や薬局ごとに提出してください。
- ② 総合病院で内科と歯科を受診した場合は、各1枚ずつ提出してください。
- ③ 同じ病院で、同じ月に外来と入院の両方あった場合は、外来分と入院分で各1枚ずつ提出してください。
- ④ 同じ薬局で複数の病院の処方箋を提出したときは、病院ごとに1枚ずつ提出してください。
- ⑤ 特定疾病や公費負担制度(指定難病医療や自立支医療(精神通院医療・更生医療・育成医療)等)を受けている場合は、**公費分としてもう1枚提出してください。**

助成申請書の
ダウンロードは
こちら



- ◆ 受給者番号は、受給者証をよく見てご記入ください。番号の記入に誤りがあると、振り込みが遅れる場合があります。
- ◆ 県外で医療機関等を受診した場合は、お住まいの区の区役所・総合支所の受付窓口へ助成申請書を提出してください。
※病院(薬局)に必要な事項を記入してもらうか、患者名と診療点数が明記された領収書を添付してください。
- ◆ 療養費払い(治療用装具の購入や国外で病院にかかった場合等)については、区役所・総合支所の受付窓口へお問い合わせください。

8 変更・喪失の届出について

登録事項に変更があった場合は、届出が必要です。変更届や喪失届は、区役所・総合支所の受付窓口で配布しているほか、仙台市ホームページからダウンロード可能です。

【届出が必要な場合】

変更届	- 振込先口座に変更があったとき - 加入健康保険に変更があったとき - 婚姻や養子縁組等により氏名変更があったとき - 障害等級に変更があったとき - 精神障害者保健福祉手帳の有効期限が更新されたとき - お住いの住所に変更があったとき - 扶養義務者が転入/転出したとき - 障害者本人が20歳になり、受給者の変更が必要になったとき
喪失届	- 障害者本人が市外へ転出するとき - 障害者本人が死亡したとき - 障害者本人が生活保護受給開始したとき - 障害等級の変更により、助成対象でなくなったとき - 特別児童扶養手当の受給資格を喪失したとき

9 こども医療費助成をご利用中の方について

18 歳になってから最初の年度末までは、窓口負担額が無料になるこども医療費助成を優先してご利用ください。

- ◆ 障害手帳等の交付時点で資格登録をしていただくと、こども医療費助成の対象から外れるとき(18 歳になってから最初の年度末)に、心身障害者医療費助成受給者証を自動で送付いたします。
- ◆ 「8 変更・喪失の届出について」の届出が必要な場合に当てはまる場合は、忘れずに届出をお願いします。

障害手帳等の交付時点で資格登録をしなかった場合は、こども医療費助成の対象から外れるとき(18 歳になってから最初の年度末)に、お手続きを行っていただく必要があります。

10 お問い合わせ・受付窓口

窓口	住所	電話
青葉区役所 障害高齢課 障害者支援係	〒980-8701 仙台市青葉区上杉1丁目 5-1	022-225-7211(代表)
宮城総合支所 障害高齢課 障害者支援係	〒989-3125 仙台市青葉区下愛子字観音堂5	022-392-2111(代表)
宮城野区役所 障害高齢課 障害者支援係	〒983-8601 仙台市宮城野区五輪2丁目 12-35	022-291-2111(代表)
若林区役所 障害高齢課 障害者支援係	〒984-8601 仙台市若林区保春院前丁 3-1	022-282-1111(代表)
太白区役所 障害高齢課 障害者支援係	〒982-8601 仙台市太白区長町南3丁目 1-15	022-247-1111(代表)
秋保総合支所 保健福祉課 福祉係	〒982-0243 仙台市太白区秋保町長袋字大原 45-1	022-399-2111(代表)
泉区役所 障害高齢課 障害者支援係	〒981-3189 仙台市泉区泉中央2丁目 1-1	022-372-3111(代表)